平成２３年（フ）第４２号
山口県宇部市今村南１丁目13番８号、住民票上の住所山口県宇部市今村南１丁目13番22号
債務者　中原　利幸
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第９２号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城702番地コーポ大栄302
債務者　宮城　義夫
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　　琢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２４６２号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番13―908号
債務者　人見　**邦**夫
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４７４号
大阪市東淀川区大桐２丁目９番17号　東邦文化202号、前住所大阪市東淀川区大桐２丁目15番７号　コラール大桐601号
債務者　兼平組こと　兼平　正年
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２５０７号
大阪市鶴見区鶴見３丁目11番30号
債務者　米﨑　**幸**平
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６号
奈良県橿原市東坊城町380番地　県住坊城団地８―201号
債務者　松島弘典こと　具　　弘典
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
奈良県香芝市五位堂６丁目78番地の１　第３寿荘８号、前住所奈良県香芝市五位堂５丁目159番地の１　久保住宅Ｂ―１
債務者　平野圭英子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
奈良県橿原市雲梯町901番地　パークヒルズ金橋102
債務者　板尾かおり
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
奈良県北葛城郡上牧町服部台２丁目５番12号
債務者　加藤　　舜（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
奈良県北葛城郡広陵町大字平尾665番地４、前住所奈良県葛城市葛木54番地３
債務者　藤田　喜昭
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
函館市東山町197番地110
債務者　成澤田鶴子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１３５号
函館市松川町30番３―304号
債務者　佐々木英子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１５９号
北海道北斗市中央３丁目１番７号
債務者　金野みき子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１７１号
函館市本通１丁目４番61号
債務者　山口　幸一
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１７３号
函館市広野町２番７号
債務者　村上　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１７４号
函館市堀川町17番19号
債務者　沢木　つる
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７１５号
名古屋市中村区名駅南２丁目１―26　第二黒川マンション４Ｂ、住民票上の住所名古屋市中区栄１丁目21番17号　つばめ栄ビル607号
債務者　服部　邦男
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部